

令和5年

寒河江市農業委員会第3回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第3回総会

日 時 令和5年3月24日（金）午前9時00分  
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 安達 寛人	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）  
農地の用途変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第8号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第10号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議第11号 令和5年度寒河江市農業委員会運営方針について

開会 午前 9時04分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第3回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、5番の眞木委員、13番の猪倉委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(農地係主事) はい、議長。  
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長            ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第 8 号から議第 11 号までの議案について、一括上程します。

議第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」

議第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」

議第 10 号「農用地利用集積計画書の審議について」

議第 11 号「令和 5 年度寒河江市農業委員会運営方針について」

以上、議第 8 号から議第 11 号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17 番、菅井です。

去る 3 月 17 日に開催されました事前審査会の報告を行います。事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員による調査結果報告に基づく審査と、事前審査会の現地調査として、農地法第 5 条申請 1 件を審査しました。

農地法第 5 条申請は議第 9 号順位 5 番の仲谷地 3 町名地内における各地分譲のための造成です。計画通りであれば周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはないため、問題はないと判断しました。その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いし

まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時44分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

議第8号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

議第8号「農地法第3条の規定による許可処分について」6ページをお開きください。順位9番。

(議案書順位9番朗読)

所在は市道八鍬日田線を石持の集落の八鍬方面に向かうと、石持の集落が途切れるところに村健と伊藤建設の資材置き場があります。そこの南側、長岡山の裏側にある所が菖蒲沼という地名です。3月14日西根地区・三泉地区農業委員推進員全員で現地を調査してまいりました。申請のとおりであればここは耕作放棄地で、今後、新規就農なさる■■■■さんに貸し出されて再生する計画もなされており、計画通りであれば

何ら問題もないのではないかと現地を見てまいりました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長                    ありがとうございました。続いて柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員                    はい、議長。10番、後藤です。  
6ページをご覧ください。順位10番。

(議案書順位10番朗読)

場所は国道458線を平塩から長崎の方に向かって進みますと高瀬大橋のところを渡る丁字路があります。その近くになります。譲渡人それから譲受人とも中山町民ですが、場所が寒河江市なので今回の事案でもってきております。譲渡人の■■■さんは今までずっと譲受人の■■■さんに自分の農地を買ってもらって処分していたようです。今回も残ったその場所についても同じく■■■さんに処分したいということです。3月15日に柴橋地区の農業委員推進員で現地を確認してまいりました。計画通りであれば異議はありませんでした。なお、本日の地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長                    ありがとうございました。  
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）        はい、議長。  
順位9番と順位10番の案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、何れも農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件を満た

すと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので採決します。

議第8号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」8ページの順位5番になります。

(議案書順位5番朗読)

3月17日の事前審査会時に寒河江南部地区の農業委員、

推進員で現地の確認をしてきました。場所は寒河江紀の代寿司の道路向いの駐車場の東側が現地の申請内容となっています。周囲はすでに住宅・建物等が立ち並んでおりますので申請通りであれば問題がないと判断し、地区審査でも異議ありませんでした。

続いて順位7番になります。

(議案書順位7番朗読)

3月13日に寒河江南部地区の農業委員及び推進委員にて現地の確認を実施しました。申請場所は寒河江工業高校前の道路を南に進み、トーホークレーンの丁字路を南に入った道路が当申請場所です。こちらも緑町であり、周囲には住宅・建物等が立っておりますので申請通りであれば何ら問題のない場所と確認されました。事前審査会・地区審査でも異議ありませんでした。

続いて順位9番になります。

(議案書順位9番朗読)

3月13日に寒河江南部地区の農業委員及び推進委員にて現地の確認を実施しました。場所は石山鉄工所と熊坂整形外科付近の踏切を渡らずに左に曲がる道路があります。その曲がった先のカトレヤ不動産の看板がある土地となります。こちらも周囲には住宅・建物等が立っておりますので申請通りであれば何ら問題のない場所と確認されました。なお、事前審査会・地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。



後藤委員

はい議長。10番、後藤です。同じく9ページ。順位10番になります。

(議案書順位10番朗読)

3月15日に柴橋地区の農業委員と推進員で現地を確認しました。場所は、陵南中学校の前で、落衣公民館から集落に入り、落衣の観音寺の前の畑になります。周囲には住宅・建物等が立っておりますので計画通りであれば何ら問題のない場所と確認されました。なお、本日の地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員

はい、議長。8ページをご覧ください。順位6番。

(議案書順位6番朗読)

3月12日に高松醍醐地区農業委員推進委員で現地を調査してまいりました。申請場所はチャンピオンの脇の左沢線線路の裏が申請地になります。譲受人はこの申請地に隣接する住宅を購入するに対し、住宅の裏地が畑になっており、農地に付帯しており、譲渡人もその場所で全く耕作していない状況であり、農地転用をし、通路、家庭菜園として使用したいという考えです。周辺農地への影響がないと見ており、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員                    はい議長。5番、眞木です。9ページ。順位8番になります。

(議案書順位8番朗読)

3月13日白岩地区農業委員農業推進員で現地を確認してきました。場所は幸生で株式会社ドリームファームが畜産施設を立てておりますが、その道路を挟んだ向かいの場所になります。譲受人は現在農業法人として水田、さくらんぼ及び和牛の肥育を行っていますが、この度、新たな施設で使用するダンプ、タイヤショベル及び雇用予定の従業員用の駐車場を確保する必要がありましたが、畜産施設の敷地内には適した場所が無く、施設に近い場所である今回の申請地を選んだとのことでした。譲受人は意欲的に農業、畜産業に取り組んでおり、申請通りであれば周辺農地へ及ぼす影響も無く、問題ないと思われれます。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長                    ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）       はい、議長。

順位5番は、宅地分譲（4区画）のための転用申請です。当該地は、都市計画法の用途地域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。なお、土地の造成のみを目的とするものは一般基準において原則、認められておりませんが、用途地域においては例外的に認められております。

順位6番は、中古住宅に付帯する農地で、庭・通路・家庭菜園のための転用申請です。譲受人は非農家で、三条申請は

できませんので、今回の申請になったものです。当該地は、用途地域に隣接する区域にある農地で、当該地を含む農地区域の規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当します。転用目的は第1種農地の立地基準である集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

順位7番は、専用住宅のための転用申請です。当該地は、都市計画法の用途地域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。

順位8番は、畜産施設に付帯する駐機場及び駐車場のための転用申請です。当該地は農用区域内にある農地で、転用目的は農業用施設ということで、農業振興地域整備計画で指定された用途に適合するため、問題はないと考えます。

順位9番は、事務所併用住宅のための転用申請です。当該地は、都市計画法の用途地域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。

順位10番は、専用住宅のための転用申請です。当該地は、用途地域に隣接する区域にある農地で、市街地であると認められるため、第3種農地に該当します。

以上、順位5番から順位10番にかかる一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適事項はなく、問題はないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 議第 9 号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第 10 号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員

後藤委員 はい、議長。10 番、後藤です。  
12 ページの議第 10 号をご覧ください。

(議案書朗読)

集計表を申し上げます。13 ページの集計表になります。

No5 の柴橋地区、筆数が 8 筆、合計面積で 1.23 ヘクタール、田が 1.05 ヘクタール、畑が 0.01 ヘクタール、樹園地が 0.17 ヘクタールです。以上です。

木村議長 ありがとうございます。  
続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第10号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議第11号「令和5年度寒河江市農業委員会運営方針について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐）

はい、議長。議第11号「令和5年度寒河江市農業委員会運営方針について」について事務局から説明します。

(議案書朗読)

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 無いようですので採決します。議第11号「令和5年度寒河江市農業委員会運営方針について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成（賛成多数）ですので議第11号「令和5年度寒河江市農業委員会運営方針について」は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案についてはすべて議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時11分

令和5年3月24日

第3回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 5番委員.....眞木早百合.....

議事録署名委員 13番委員.....猪倉通文.....